

ウィークリースタンス実施要領（工事編）

1 目的

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレスポンスを推進しているが、これに加えて、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に工事を履行することにより、品質確保と一層の工事環境改善に努めることを目的とする。

2 対象工事

本市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、災害復旧の応急工事等の緊急を要する場合は対象外とする。

また、発注者は、特記仕様書において『ウィークリースタンス実施要領』に基づく対象工事であることを明記する。

3 実施内容

取り組み内容については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なること、工事内容による特性が考えられるため、以下に示す項目の内容について、工事着手時の打合せにおいて受発注者間で確認、調整のうえ、詳細な内容を設定し実施する。

【設定項目】

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- (3) ノー残業デーは勤務時間外の依頼をしない。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (6) その他工事の環境改善に資するもの

なお、工事の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応や第三者等の要求に伴う対応、及び休日又は夜間作業等により設定した取り組みが実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休や振替休日の措置等）についても双方で確認し設定する。

4 進め方

- (1) 発注者は受注者に本取り組みの目的及び内容を説明し、受発注者の協議により実施内容を決定する。
- (2) 受注者は、決定した取り組み内容を「ウィークリースタンス推進チェックシート」（別紙 - 1）等を用いて整理の上、受発注者間で共有する。
- (3) 受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。

5 適用

本要領は、令和8年4月1日以降の施行何いに係る工事から適用する。